

福祉情報 おきなわ

Vol. 110
2006.11.1



屋嘉比朝一さん(那覇市)の作品

目次

- ② 特集 道路運送法の改正と移送サービス
- ④ 法人から発信!「若竹福祉会」
- ⑤ 福祉用具を上手に使って楽々介護を
- ⑥ 共同募金「ありがとうメッセージ」
- ⑦ シリーズ活動最前線「芭蕉の会」
- 福祉施設経営相談Q&A
- ⑧ ほっとニュースTopics
- ⑩ 介護情報公表センター 本格稼動
- ⑫ かりゆし県民フェスティバル告知
- ⑬ 福祉人材研修センターだより
- ⑭ 県民児協広報「ふくらしゃ」
- ⑯ インフォメーション

「福祉情報おきなわ」の作成経費の一部として共同募金配分金を使用させていただいております。

編集・発行

沖縄県社会福祉協議会 沖縄県共同募金会
沖縄県福祉人材研修センター 沖縄県民生委員児童委員協議会

〒903-8603 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1(沖縄県総合福祉センター内)
TEL.098-887-2000 FAX.098-887-2024 <http://www.okishakyo.or.jp/>

福祉情報 おきなわ Vol.110

INFORMATION

ホントにおすすめの本

『なぜ人は虐待するのか
～障害のある人の尊厳を守るために』



図書情報
著者/野沢和弘
発行/平成18年3月15日
出版/Sプランニング
価格/1,050円

障害者に対する虐待はどこでも起こり得るという視点から、虐待の捉え方、日常的な心構えについて自身の体験を交えて紹介。家族とのかかわり方や職員研修のあり方を提案し、福祉現場における虐待防止を科学的に解説しています。

権利擁護の指南書として、福祉の現場にたずさわる方すべてにお勧めの一冊です。

ご注文は沖縄県社協総務部図書係まで。
TEL: (098) 887-2000

沖縄県総合福祉センターは、9月18日、南部福祉保健所・中央保健所(宮里達也所長)より「沖縄県禁煙・分煙施設認定制度」による認定証とステッカーの交付を受けました。これまで各階に設置していた喫煙所を1階の屋外の3箇所へ移動し、出入口から一定の距離をとるなど施設を分煙により快適な施設利用を進めています。

県では、県内の学校や病院、集会場など多くの人が利用する施設で、タバコの煙の害が他人に及ばないような管理努力を求めており、認定証はこの指導を実践し、審査基準を満たした施設・事業所に交付されます。設内分煙に対する取り組みが認められ、今回の認定となりました。県では、県内の学校や病院、集会場など多くの人が利用する施設で、タバコの煙の害が他人に及ばないような管理努力を求めており、認定証はこの指導を実践し、審査基準を満たした施設・事業所に交付されます。

「社会福祉活動資金づくり・第10回芸能チャリティー公演」が左記の日程で開催されます。本公演の収益は、県内社会福祉活動に役立てられます。皆様のご来場をお待ちしております。詳しいお問い合わせは沖縄県社会福祉協議部まで。芸能チャリティー公演」が左記の日程で開催されます。本公演の収益は、県内社会福祉活動に役立てられます。皆様のご来場をお待ちしております。詳しいお問い合わせは沖縄県社会福祉協議部まで。

▽主催/沖縄県社会福祉協議会
▽第10回沖縄文化芸能チャリティー公演実行委員会
▽日時/11月12日(日)
(昼の部)午後1時30分(開演)
(夜の部)午後6時(開演)
▽会場/那覇市民会館大ホール
▽入場料/前売 1,500円
当 日 2,000円

寄付者芳名

おきでんぐループボランティア互助会 御中
JTB旅ホ連沖縄支部 御中
JTBレキオス会 御中
合資会社 沖縄実業 御中
(株)ベイストリートギャラリー沖縄 御中
原けい子様

編集後記

10月から障害者自立支援法や認定こども園法が施行されるなど、福祉を取り巻く制度改革はめぐるしいものがあります。本紙ではこういった新しい制度について分かりやすく紹介していきたいと思います。(伊良皆)

今回、琉装の女性をモデルにして絵画を提供してくださったのは、ゆし長寿大学校へ通つた。「いろいろなことにチャレンジできて有意な体験ができました」と当時那覇市にお住まいの屋嘉比朝一さん。平成16年、朝一さんは奥様のトミ子さんと共に一年間「かりゆし長寿大学校」へ通つた。いろいろな講座がきっかけでトミ子さんを振り返る。もともと絵画が得意だった朝一さんに加え、大学校で講座がきっかけでトミ子さんも絵画を始めた。お二人ともチャレンジ精神が旺盛な明るいご夫婦である。(取材・事務局)

表紙の絵



屋嘉比朝一さん
(那覇市)

特集

道路運送法の改正と移送サービスのこれから

平成18年5月に道路運送法の改正案が国会で可決され、10月から施行となつた。これにより、社会福祉協議会やNPO等が実施する移送サービスは「福祉有償運送」として法的制度として位置づけられることとなつた。本号では、今回の制度改革とこれからの福祉移送サービスについて紹介する。

ニーズの高まりとその背景

近年、市町村社協やNPOが実施する有償移送サービスが広がりを見せていく。単独で公共交通機関を利用するすることが困難な高齢者や障害者に対し、出発地から目的地まで移送するいわゆるドア・トゥ・ドアのサービスは、その人らしい生活を支える大切な移動手段として利用されている。今後も過疎地域における路線バスの本数削減・撤退や少子高齢化の進行により、利用ニーズはますます高まつていくものと予想される。



旧法では例外許可

一方で、こうした福祉移送サービスの多くは自家用車を用いて有償

苦情処理体制
苦情処理体制を整備し、利用者からの苦情に
対応すること。

●運営協議会

首長、バス・タクシー事業者、地方運輸局長、NPO関係者、住民等

●運送区域

運営協議会を主宰する首長の管轄する区域を発着地とする。

- 登録申請 所定の書類(申請書)をもって国土交通大臣へ申請する。登録内容に変更があった場合は速やかに届出る。国道交通大臣は登録後、登録証を交付する。登録は更新制(有効期間2~3年)となる。

●利用料金

運送にかかる燃料費やその他の費用を勘案した実費の範囲内であること(非営利)。運営協議会での承認された料金であること。

●運送主体

NPO法人、社会福祉法人、医療法人、農協、生協、商工会などの公益法人で、非営利であること。

●利用対象者

身体障害者、介護保険の要介護・要支援認定者、その他の障害者で、移動に介助が必要であり、単独で公共交通機関を利用する事が困難な者。

- 使用車両**
乗車定員11人未満の車両を用いる。安全確保のため福祉自動車を用いる。福祉自動車とは、車いすリフトなどを装備した自動車をさす。福祉自動車以外の自動車を用いる場合は、所定の要件を満たす者（運転協力者）を乗務させなければならない。

●運転手 運転手は第二種運転免許所持者もしくは所定の講習を終了した者（講習のカリキュラムについて策定中、平成19年までに、受講が必要）

●運転協力者
福祉自動車以外の自動車を用いる場合には、介護福祉士や所定の講習を受けた者を乗務させる。(ここでは「運転協力者」と呼びます。)

●運行管理

運行管理責任者を置き、体制整備、運行の安全管理を行う。

●損害賠償

対人補償8000万、対物補償200万以上の保険に加入すること



卷之三

サービスを実施するNPO等の登録が行われないなどの状況も生ま
れている。こうした事態を早急に打
破すべく、運営協議会の設置を進め
ていかなくてはならない。

また、「福祉有償運送」にとどまら
ず、単独で移動することが困難な方
への移動や交通を保障していくこ
とは社会的な課題となる。車いすの
まま乗り降りができる低床バスの
導入といった公共交通機関の改善・
充実や介護タクシーの参入促進、道
路や公共施設のバリアフリー化の
推進など幅広い視点からの取り組
みが必要であろう。

道路や交通は一番身近な「公共物」
である。国民全てが等しくその利便性
を享受できるよう、移送サービスの利
用しやすい環境作りが求められている。

有償運送沖縄セミナー」を開催し、県内の事業者や行政職員、その他関係者を対象に全国の状況や登録申請の内容について研修を行った。

安全・安心なサービス普及を目指して
平成18年5月に成立した改正道
路運送法では、安全で安心して利用
できるサービスの普及が図られる
よう、第七十八条に自家用車による
有償運送が位置づけられた。

さらに、国土交通省令では「自家
用自動車による有償旅客運送」を行
う実施主体へ、運送対価の掲示、運
転者の要件、運行管理体制の徹底、
保険の加入など安全確保の基準を
遵守することを求めている。

制度では、社協やNPO等が実施する有償移送サービスは「過疎地有償運送」または「福祉有償運送」に位置づけられる。これらの事業を行うにあたっては地方公共団体に設置される「運営協議会」の承認を経て、各地の運輸局・陸運事務所を通じて国土交通大臣へ申請、許可を得なければならない。

しかし、申請の前提となる運営協議会の設置が各自治体で進んで

国土交通省では平成16年3月から平成18年9月までを重点指導期間とし、運営協議会の設置を各自治体に呼び掛けた。また、沖縄県内で行われた。しかし、県内の自治体では宜野湾市が今年3月に運営協議会を設置し、市内の事業者を承認した一事例のみで、他の市町村での設置の動きは鈍い。

「福祉有償運送」を複数の市町村にまたがって運行する場合、出発地または到着地となる市町村での運営協議会の承認が必要となる。つまり、宜野湾市で承認を受けた場合、宜野湾市内からの出発か宜野湾市内に到着する運行に限られるため、他の市町村だけでの運行は認められない。そのため、国や県では、心身の障害などによつて公共交通機関の利用が困難な交通制約者の権利を等しく保障するため、全ての市町村が早急に運営協議会の設置に努めるよう求めているところである。

沖縄県社会福祉協議会では今年9月に「日本移送・移動サービス地

沖縄県内の状況

いない現状が、大きな課題となつてゐる。

法人から発言!

「社会福祉法人若竹福祉会」

「地域生活支援センターEnjiry」の取組み

このコーナーは社会福祉法人の活動を広く県民へPRしていくと共に、取り組みのきっかけとなるような施設側の様々な実践事例を紹介しています。

法人・施設および事業の概要

法人名／社会福祉法人若竹福祉会

理事長名／仲村 勉

事業所名／

「社会就労センターわかたけ」(9年)

「わかたけ分場「らんたな」(16年)

「わかたけ分場「たけのこ」(18年)

「地域的障害者G.H.「れん」(13年)

「地域生活支援センターEnjiry」(13年)

総合施設長／村田 涼子

今回は「地域生活支援センターEnjiry」(以下、Enjiry)について紹介します。

Enjiryは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センターでは、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

・絵画クラブ

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

・絵画クラブ

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

・絵画クラブ

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

・絵画クラブ

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

・絵画クラブ

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

・絵画クラブ

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

・絵画クラブ

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

・絵画クラブ

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)

・居宅介護(ヘルパー)

・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ

・障害児タイムケア・タイムサービス

・おもいっこクラブ(外来療育)

事業実施までの経緯と現状

E.n.j.r.yは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センター

では、地域で暮らす障がいを持つ方々

【サービス内容】

・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)



▲芭蕉の会には1日約10件の電話が寄せられる
(那覇市小禄の同会事務所にて)

シリーズ 活動最前線

芭蕉の会新聞 リーディングサービス

声の新聞 届けて21年

ス」(岡本季子会長・那霸市)では、電話による新聞代読サービスを行い、利用者から大変喜ばれている。

これは、主に視覚障害の方々を対象に、電話で要望を受け付け、その日の新聞記事を代読するというもの。新聞は県内外の各紙を取り揃え、社説や投書欄、プロ野球の結果など幅広いリクエストが寄せられる。

活動は月曜日から金曜日の午前11時から午後2時までで、毎日2名のボランティアが対応している。時間外でも電話を通じて録音テープに吹き込まれた当日の記事の内容を聞くこと

当施設が保有する車両では利用者全員の送迎は難しく、他施設の車を借用したり、職員の自家用車で対応していました。今回の配分のおかげで送迎の問題を解消することができ、活動範囲の拡大や社会参加の機会がますます充実していくものと思います。役職員・利用者一同心より感謝しています。ありがとうございました。



▲購入した車両を前にて。

リーディングサービスの「利用
お問い合わせは、
電話(098)858-4444まで。

現 在、会員は28名。月に2～3回の割合で電話の前に座る。5年前から会へ参加する知念明子さんは、「負担になり過ぎないように役割を分担しています。もっと多くの人に活動に協力してもらいたいです。」と参加を呼び掛ける。

評で「心のよりどころ」となっているほか、ボランティアの「やりがい」にもつながっている。

活動について岡本さんは「顔が見えない分、心を込めて読むことを心がけています。利用者の方や会員の皆さんと一緒させていただくことで、勉強になることが多いです。」と語る。

芭蕉の会は昭和60年に、当時の電電公社の奥様モニターOGと市民ボランティアらで結成され、以来21年間「声の新聞」を届けてきた。その間、会員の入れ替わりもあるものの、「皆が会長」との意識でお互いをサポートし合い、また、NTTをはじめ多くの関係者の支えもあって、連綿と活動を受け継い

が一方的な代読だけではなく、ボランティアが直接電話で応対するため、自然と利用者と会話が生まれ、コミュニケーションの場としての役割も果たしている。これが利用者から見てても仔

沖縄地域福祉学会
県内の市町村行政による地域福祉
計画の策定が進展していない中、住
民参加による計画策定について研修、
講習会を開催しました。社協や大学
などの参加を得て、子育て支援や青
少年健全育成、障害者や高齢者の支
援などについての活動計画策定につ
いて学びました。この成果を今後、広

地域福祉計画策定を学ぶ 研修会の開催に

**60
ありがとう
共同募金はこのようにして
使われています。**



**60
ありがとう
共同募金はこのようにして
使われています。**

県社協では経営支援室を設置し、福祉施設の経営に関する相談を受けています。社会福祉法人の設立、施設経営、職員の処遇、会計・税務、法律問題など、さまざまな相談に対して、2

A自由があります。しかし、使用者には職場内の秩序を維持する権限がありますので、施設内での宗教活動を認める義務はあります。判例として、政治活動に関するものがあります（電電公社黒電報電話局事件・最三小判 昭和52年12月13日）。

この判例によると、職場内の政治活動は従業員相互間の政治的対立ないし抗争を生じさせる恐れがある、

職員には、個人として宗教の

苦情が出ていて、この勧誘行為を控えるよう注意することはで

きますか。

ある職員が、新興宗教に入信しているのですが、他の職員をしつこく勧誘し、苦情が出ています。この勧誘行為を控えるよう注意することはで

きますか。

または、休憩時であっても、他の自由利用を妨害してしまっては、企業秩序を乱すと評価され、許可制とするとしています。実質的に事業場恐れがあるなら、運動を行った従業員を有効としている

福祉施設経営相談
(労務管理編)

Q&A

監修
社会局

**長野県・宮崎県・鹿児島県
集中豪雨災害義援金**

去る7月15日からの梅雨前線に伴う集中豪雨により発生しました「長野県・宮崎県・鹿児島県集中豪雨」に伴う災害に対しまして、本会より災害義援金募集をお願いしたところ、沢山のご協力をいただきました。

皆様からお寄せいただきました義援金は、災害地の災害状況を考慮して下記のとおり送金いたしました。

また、被災地の共同募金会を通して被災者へ配分されることになっておりますので、ご報告とお礼を申し上げます。

沖縄県共同募金会取扱額

平成18年6月長雨土砂災害被害

(中城村・那霸市)

去る6月の梅雨前線に伴う長雨により、中城村及び那霸市を中心として発生しました「平成18年6月長雨土砂災害被害」に対しまして、皆様のご協力と温かい激励をいただきありがとうございました。

皆様からお寄せいただきました義援金は、沖縄県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、沖縄県社会福祉協議会、報道関係他で構成されます沖縄県6月長雨土砂災害配分委員会で決定し、被災者の方々にお届けいたします

災害義援金の
ご協力ありがとうございました

中縄県共同募金会取扱額

133件 2,961,

送付先及び送金額

・長野県共同募金会	700,000円
・宮崎県共同募金会	800,000円
・鹿児島県共同募金会	1,461,125円

沖縄県共同募金会義援金受付額
69件 6,295,766円

7 福祉情報おきなわ

福祉情報おきなわ 6

ほつとニュース

TOPICS Vol.110

廃校舎を利用して地域福祉の複合拠点施設を実現

楚洲あさひの丘（国頭村）

国頭村にある社会福祉法人容山会（金城久雄理事長）では、今年6月より村設置の複合福祉施設「楚洲あさひの丘」を受託運営している。



▲おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に
「いただきま～す。」

「楚洲あさひの丘」は平成16年3月に廃校となつた楚洲小中学校の校舎を村が総事業費4億1千万をかけて改装・増築して設置したもので、廃校を利用した施設としては県内初となる。

同施設の最大の特徴は様々な機能を集約した多機能型複合施設という点にある。1階部分は、14名定員の生活支援ハウスのほか、老人デイサービスセンター、保育所、事務室等が併設されている。

生活支援ハウスとは離島や過疎地域に設置される高齢者のための居住施設で、入所する高齢者は在宅生活と同じ扱いで、敷地内にある通所介護や訪問介護サービスを利用できる。

ここに入居する金城定治さん（95・シズさん）（93）夫妻は、あさひの丘での生活について「とても楽しくて、上等です。」と笑顔で話した。

保育所は既存のへき地保育所を移転したもので、1歳～5歳児までの園児13名が通っている。デイサービスの利用者と園児は日常的に食事などを共にし、自然と世代間交流を図ることができる。

2階部分は最大62名が利用できる宿泊施設となつており、誰でも利用することができます。国頭の自然とバリアフリーに配慮した設備を生かして、観光や研修、スポーツ合宿など多様なニーズへの対応が期待される。

過疎や高齢化が進む国頭村東部地区において福祉基盤整備は急務となつていて、「楚洲あさひの丘」の

誕生は、住民福祉の向上の切り札として期待されている。新城弘幸施設長は「私たちも住民の期待にしつかり応えていくよう頑張りたい。多くの皆様に利用してもらいたい」と話した。

村福祉課の金城茂課長は「将来的な展望も見据えながら、地域の福祉拠点として利活用を進めていきたい」と抱負を語った。

センター消防訓練を実施 キャリダンを初使用



▲消火器を使った実技訓練も行われた。

10月10日、県総合福祉センターにて「高齢者虐待防止セミナー」が開催された。

このセミナーは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下高齢者虐待防止法といふ）が今年4月1日に施行されたことに伴い、法律の求める

対策や課題を明らかにするとともに、高齢者の権利擁護を進めるための支援システムやネットワークの共通理解を図ることを目的として開催され、約240名が参加した。

冒頭の行政説明で県高齢者福祉介護課の三和秀樹主任は、法律施行後の県内の高齢者虐待に関する通報件数、通報内容、被虐待者の性別、虐待事例などを語った。

高山教授は「このサービスは、私も含めて社員全体の喜び、やりがいにもつながっています。これからもいろんな方々にご利用いただきたい」と抱負を語る。

8月に初めて移動車によるサービスを利用した特別養護老人ホーム「守礼の里」の職員は、「スタッフのあり方について関係者の共通理解を図ることを目的として開催され、約240名が参加した。

冒頭の行政説明で県高齢者福祉介護課

こんな「こまつた」ありませんか?知りませんか?



※ 福祉サービスを利用したいんだけど、手続きの仕方がわからぬ、契約手続きが不安お金をすぐに使ってしまう

※ 離れて暮す両親の金銭管理が心配だ

※ 通帳や印鑑をすぐにつぶす

※ 知的障がいのある友達の年金が家族に勝手に使われて生活が厳しいみたい

あなたにあつたサービスをあなたと一緒に考えます。

①福祉サービス利用のためのお手伝い

②日常的金銭管理のお手伝い

③書類などの預かりサービス

あなたの暮らしの中の「こまつた」を地域福祉権利擁護事業がサポートします!



利用がスムーズにいかない等の状況が生じていきました。しかし、この制度を利用することにより、誰でも自分の住んでいる地域の介護サービス情報がインターネットなどを通じて簡単に入手することが可能となります。

事業者は、年1回自らの責任のもとに介護サービスの内容や運営の状況に関する情報の公開が義務付けられています。

今後は、事業者において、サービスの質の向上に向けた取り組みが促進されることになり、介護サービス全体の質の向上が図られることが期待されます。

利用がスムーズにいかない等の状況が生じていきました。しかし、この制度を利用することにより、誰でも自分の住んでいる地域の介護サービス情報がインターネットなどを通じて簡単に入手することができます。

事業者は、年1回自らの責任のもとに介護サービスの内容や運営の状況に関する情報の公開が義務付けられています。

今後は、事業者において、サービスの質の向上に向けた取り組みが促進されることになり、介護サービス全体の質の向上が図られることが期待されます。

「介護サービス情報の公表」 事業所訪問調査始まる 公表センターHPで順次公開

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」・「高齢者の自立支援」・「自己決定」を実現するために制度化されたものです。これまで、介護サービスの利用者やその家族は、事業者を選択するにあたり、事前に事業者の情報を十分入手できず、必要なサービス

事業者はこの制度を「義務」として捉えるのではなく、情報公表という一連のプロセスを通じて、事業者がサービスの質の改善につなげていくことが求められます。

公表される事業者の情報には、「基本情報」と「調査情報」の2種類があります。「基本情報」とは、運営主体や所在地、営業時間、職員体制などの基本的な事実情報で、事業者が報告した内容がそのまま公表されるものです。

「調査情報」とは、事業者が具体的

●指定情報公表センター

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
(電話: 098-887-3700)

●指定調査機関

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査おきなわ
(電話: 098-862-5622)
株式会社 沖縄タイム・エージェント
(電話: 098-855-6138)
社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
(電話: 098-885-5789)

公表される情報

平成18年度は次の9つのサービスが公表の対象となります。(このほかのサービスについては来年度以降、順次追加される予定です。)

対象となるサービス

平成18年度は次の9つのサービスが公表の対象となります。(このほかのサービスについては来年度以降、順次追加される予定です。)

●施設系 訪問看護、通所介護、訪問入浴介護、居宅系 訪問介護、訪問入浴介護、

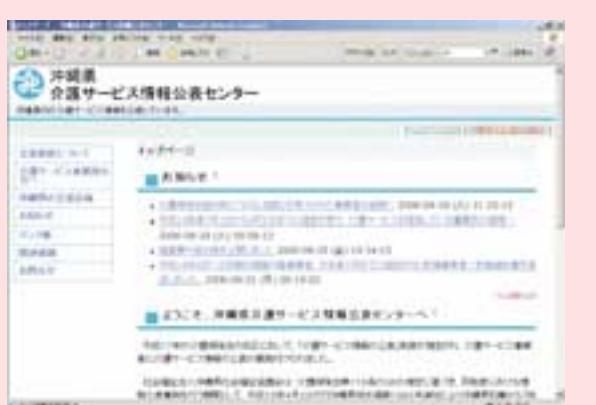
用具貸与、居宅介護支援、人保健施設、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)、軽費老人ホーム

沖縄県介護サービス情報公表センター ホームページ開設

<http://www.kouhyou.okishakyo.or.jp>

沖縄県介護サービス情報公表センターでは、ホームページを開設し情報提供を行っています。現在、事業者向けに制度の説明や今後のスケジュールなどをお知らせしています。

介護サービス情報については、データベース化し、事業所の比較検討が容易に行えるようになシステムを導入します。



今後のスケジュール

基本情報の報告から訪問調査、情報公表までのプロセスを約4ヶ月かけて行います。今年10月末頃から順次公表を開始し、平成18年度末までに約1000の事業所の比較検討を行う予定です。

今後、利用者やその家族等の皆様には、公表される情報をもとに、利用されたいサービス事業所の比較検討を行なうことが可能となります。なお、事業所の比較検討の際にご不明な点等がありましたら、公表センター及びお近くの地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へお問い合わせください。

詳しくはお近くの社会福祉協議会またはこちらまでご連絡を

沖縄県福祉サービス利用支援センター
(沖縄県社会福祉協議会内)
TEL 098-887-2028

北部地域福祉権利擁護センター
(名護市社会福祉協議会内)
TEL 0980-54-6565

中部地域福祉権利擁護センター
(沖縄市社会福祉協議会内)
TEL 098-933-5005

南部地域福祉権利擁護センター
(那覇市社会福祉協議会内)
TEL 098-857-4525

宮古地域福祉権利擁護センター
(宮古島市社会福祉協議会内)
TEL 0980-75-3955

八重山地域福祉権利擁護センター
(石垣市社会福祉協議会内)
TEL 0980-84-2525

窓口開設時間
月~金(9:00~17:00)

このサービスを利用したい場合は?
誰がお手伝いしてくれるの?
あなたのお住まいの社会福祉協議会、もしくはお近くの権利擁護センターへご相談ください。担当の推進員または専門員がご相談を受け付けます。
秘密は必ず守りますので安心してご相談ください。



かかります。生活保護受給者については一部免除があります。
ありがとうございます。どうぞさいました。早く速く、社協へ連絡してみようと思います。

お知らせ
「地域福祉権利擁護事業」は来年度から地域住民により使いやすい制度にするため、「日常生活自立支援事業」へと名称が変更される予定です。



▲25の事業所のコーナーに267名の参加者が訪れた。

福祉の職場説明・面接会 「福祉の就職総合フェア2006」開催

老人福祉施設・身体障害者施設・知的障害者施設・保育園など25事業所が参りました。

福祉の仕事に興味をもつている方や福祉の仕事に就職しようとする方を対象にした「福祉の就職総合フェア2006」が、9月12日(火)に沖縄コンベンションセンター会議場で開催されました。社会福祉施設・団体等の職員との直接面談・福祉の職場や各種資格の情報提供、沖縄県福祉人材研修センターへの登録など県内外各地から267人(一般133名・学生134名)の参加がありました。

福の職場説明・面接会は来年の2月7日(水)にも開催する予定です。これは、福の職場に就職を希望する人はもちろん、来年3月に卒業を控えた学生に対しても就職活動となるので、多くの一般・学生の方や事業所の参加を期待しております。

●ボランティア活動中の・・・ケガや賠償事故を幅広く補償!

ボランティア活動保険

特長

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償
- 防災・災害のボランティア活動も補償
- ボランティア自身の食中毒や熱中症も補償
- 地震等天災によるケガも補償(天災タイプ加入の場合)

平成18年度

補償内容		Aプラン	Bプラン	Cプラン
死亡・後遺障害保険金	1,301万円	2,467万円	3,955万円	
入院保険金(1日につき)	7,000円	11,000円	14,000円	
通院保険金(1日につき)	4,500円	7,000円	9,000円	
賠償責任保険金(限度額)	5億円	5億円	5億円	
掛 金	基本タイプ 300円	500円	700円	
	天災タイプ 650円	1,120円	1,630円	

お申込み・ご照会は、あなたの地域の社会福祉協議会へ
社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一緒にして契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
<http://www.fukushihoken.co.jp>
〈引受幹事会社〉日本興亜損害保険 株式会社

沖縄県福祉人材研修センターだより

みんなで築こう豊かな長寿社会——明るく、楽しいふれあい広場 第18回かりゆし県民フェスティバル@宮古島

- 期 日／平成18年12月10日(日)
- 会 場／宮古島市中央公民館
カママ嶺公園(宮古島市)
- 主 催／沖縄県・(福)沖縄県社会福祉協議会
宮古島市

「みんなで築こう豊かな長寿社会」をテーマに、世代を超える若者と高齢者がともに考え、ともに楽しむ世代交流の機会と場を設け、長寿県沖縄にふさわしい潤いと活力のある長寿社会づくりに寄与すること目的とした『かりゆし県民フェスティバル』を開催します。

当日は、ステージをはじめとする多彩なイベントを準備しており、子どもから高齢者まで楽しめるイベントが盛りだくさんです。



▲オープニングセレモニー



▶老人芸能



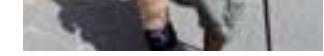
▲高齢者作品展

■開催イベント(予定)

会場名	行事名
①広場前アーチ (セレモニー会場)	吹奏楽部演奏 子供エイサー オープニングセレモニー
②屋外ステージ	子供芸能 キャラクターショー 老人芸能 中高生 青年芸能 郷土芸能プロ 婦人芸能 地元サークル発表
③テナント広場	授産施設 高齢者擬似体験コーナー 長寿鍋コーナー(無料試食) ※限定500食
④大ホール (中央公民館)	長寿社会パネル展 高齢者作品展 福祉図書展示・販売 福祉機器展 相談コーナー(健康・栄養・高齢者) 押し花展示体験 伝統玩具づくり ニュースポーツ・レクリエーション紹介 市営テニスコート 噴水広場 宮古農林高校グラウンド
	長寿社会パネル展 高齢者作品展 福祉図書展示・販売 福祉機器展 相談コーナー(健康・栄養・高齢者) 押し花展示体験 伝統玩具づくり ニュースポーツ・レクリエーション紹介 テニス・ソフトテニス交流大会 グラウンドゴルフ交流大会 親子サッカー交流大会



▲高齢者作品展



▲高齢者疑似体験コーナー

ご家族友人お誘い合わせの上、ご参加を。ご来場はバス・タクシーをご利用ください。

宮里地域子育てサロン～沖縄市第2民児協～

報告者 喜屋武 磯江 氏
子育てに悩む親は少なくありません。そこで沖縄市では、社協と民協の共同事業として「地域子育てサロン」のモデル活動を実施しました。宮里自治会（かりゆしきふく祉連絡会）の全面協力を得て、平成17年2月に「宮里地域子育てサロン」を立ち上げました。毎月第3木曜日の午前10時から正午まで公民館で定例活動を行い、13



▲宮里地域子育てサロン活動の様子

回の開催で延べ約360人の参加がありました。

子ども居場所づくり活動 ～那覇市第3民児協～

報告者 知念 榮子 氏

保育園・児童館等々と連携を深めて、若い母子の子育てや子どもの夢を育むためにはどう向き合えばよいのかを考え、一歩踏み出してみました。

「探してみよう、沖縄の野草・薬草」をテーマに、保育園や学童の親子に参加を呼びかけ、近くの公園等で野草を摘み、皆で持ち寄った身近な食材で料理講習会を開きました。53名が参加した今回の企画では、タンポポの葉、オオバコ、ヨモギ、サシグサ、レモングラスなどを採集して、てんぷらやひらやーちーなどを調理

世代間交流事業～南城市大里民児協～

昨年4月より沖縄県児童委員活動第2次強化推進運動が全県下で展開されています。この取り組みの拡充を図ることを目的に、8月に研究協議会を開催しました。今号では、その中で報告のあつた4人の実践報告をダイジェストで紹介します。



沖縄県児童委員活動第2次強化推進運動研究協議会 報告書

沖縄県民生委員
児童委員協議会
事務所
沖縄県総合福祉センター
連絡先
TEL.(098)882-5813
FAX.(098)882-5814

ています。

当日は、ママたちの料理講習会（おやつ作り・離乳食作り）や小物作り、母子保健推進員による紙芝居、民生委員児童委員やボランティアによる絵本の読み聞かせ、指遊び、また、子ども同士で自由なおもちゃ遊び等で楽しく過ごしています。

毎回、市保健師の協力で健康面や栄養面での子育ての情報提供があります。また、ピクニックに行ったります。



▲熱心に薬草を調理する子どもたち

断ができるようになつた」、「民生委員の活動を知ることができた」等の声が寄せられ、収穫の多い活動となりました。

▲熱心に葉草を調理する子どもたち

協議会を行っています。また今年6月には「宮古島市教育相談員連絡協議会」も発足し、連携強化が進められているところであります。

地域パトロール時の工夫点としては、警察から配布されたユニフォーム、帽子、腕章を着用することです。このことで地域や学校、子ども達へのアピールにもつながっています。活動をしていて気づくことは、地域住民の公共施設へのマナー向上が十分図れていないことです。公園で

大城地区では菜園作りに取り組んでいます。最初は民生委員を中心となっていましたが、今では学年ごとに畑を分け、高齢の方々に植え付けを指導してもらいました。その後、PTAに畑を引き継ぎ、ボランティアや高齢の方々が植え付け、草取り等の手伝いを行っています。

この世代間交流を通して、地域の中でお互いに面識を持つことによって、声かけがしやすくなり、声をかける事によつて、地域が元気になり、子ども達の課題も少なくなつていく

と思ひます。

ゲームや踊りなどの交流をしていきます。いきいきサロンの会場には児童生徒から寄せられたお礼の手紙や写真がたくさん貼られています。

湧稻国では民生委員が地域の書き記を兼務していく、その役職を生かして地域全体での交流を行っています。老人クラブとのゲートボールや独居老人宅の訪問、清掃など行っています。また、地域の有志やＰＴＡと共にクリーン作戦も行っています。

地域でパトロール活動 ～宮古島市平良第2民児協～

りもします。参加者は子育てを共通の話題として悩み相談や談笑することで、心の安らぎにつながっています。これからもこうした和を広げていくことで「子育てサロン」が大きな力となっていくことでしょう。

今後は、広報活動にも力を入れ、「子育て応援団」が身近にあることを多くの若い母親に知つてもらいたいです。

「」を合言葉に、地域の見守りを支援していきます。